

平成25年5月7日

殿

法務省入国管理局参事官

法令適用事前確認手続回答通知書

平成25年4月8日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会対象法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

看護師等養成所に「留学」の在留資格をもって在留する外国人（以下「外国人留学生」という。）であって、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）施行規則第19条第5項第1号に規定する条件を付された資格外活動許可を受けたものが行う医療機関におけるアルバイト活動は、当該資格外活動許可の対象となる。

2 理由

入管法第19条第2項の規定による資格外活動の許可は、①1週間に28時間以内であること及び風俗営業が営まれている営業所において行うものでないこと等が条件とされ、勤務先の名称、所在地及び業務内容等は指定されない場合（入管法施行規則第19条第5項第1号。以下、この場合における資格外活動の許可を「包括的資格外活動許可」という。）と、②勤務先の名称、所在地及び業務内容等が個別に指定される場合（同項第2号）とがある。

包括的資格外活動許可を受けた外国人留学生は、勤務先の名称、所在地、業務内容等が個別に指定されておらず、上記条件の範囲内であれば、入管法上、勤務先についての制限を受けない。

3 参考事項

ただし、入管法上の制限を受けなくても、他の法令による制限を排除するものではないので、かかる点については当該法令を所管する省庁等に確認されたい。